○厚生労働省告示第二百七十八号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第五項第一号の規定に基づき、医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年七月四日

厚生労働大臣　田村　憲久

第百四十二号を第百四十七号とし、第八十七号から第百四十一号までを五号ずつ繰り下げ、第八十六号を第九十号とし、同号の次に次の一号を加える。

九十一　ニボルマブ及びその製剤

第八十五号を第八十九号とし、第六十七号から第八十四号までを四号ずつ繰り下げ、第六十六号を第六十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

七十　（二Ｒ・三Ｓ）―三―（一・一―ジメチルエチル）オキシカルボニルアミノ―二―ヒドロキシ―三―フェニルプロパン酸（一Ｓ・二Ｓ・三Ｒ・四Ｓ・五Ｒ・七Ｓ・八Ｓ・一〇Ｒ・一三Ｓ）―四―アセトキシ―二―ベンゾイルオキシ―五・二〇―エポキシ―一―ヒドロキシ―七・一〇―ジメトキシ―九―オキソタキス―一一―エン―一三―イル（別名カバジタキセル）及びその製剤

○農林水産省告示第八百九十九号

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十六年農林省令第三十五号）第四十三条の規定に基づき、昭和四十六年十二月一日農林省告示第千九百九十七号（家畜伝染病予防法施行規則第四十三条の表の農林水産大臣が指定する施設を定める件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十六年七月四日

農林水産大臣　林　芳正

表第一項中第十号中「サジア会社」を「ビーアールエフ株式会社」に改め、第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号から第二十四号までを一号ずつ繰り上げ、第二十五号を削り、第二十六号を第二十四号とし、第二十七号から第三十号までを二号ずつ繰り上げ、同項第三十一号中「シーピー・リテイリング・アンド・マーケティング株式会社」を「シーピーラム株式会社」に改め、同号を同項第二十九号とし、同項中第三十二号を第三十号とし、第三十三号から第三十八号までを二号ずつ繰り上げ、同項第三十九号中「シーピーエフ・プレミアム・フーズ株式会社」を「シーピーエフ（タイランド）パブリック株式会社」に改め、同号を同項第三十七号とし、同項中第四十号を第三十八号とし、第四十一号から第四十八号までを二号ずつ繰り上げ、同項第四十九号中「黄港郷」を削り、同号を同項第四十七号とし、同項中第五十号を第四十八号とし、第五十一号を第四十九号とし、第五十二号を第五十号とし、同項第五十三号中「北京二商摩奇食品有限公司」を「北京二商摩奇中紅食品有限公司」に改め、「草場地南皋村二百三十三号」を削り、同号を同項第五十一号とし、同項中第五十四号を第五十二号とし、第五十五号から第五十九号までを二号ずつ繰り上げ、同項第六十号中「天津狗不理包子速凍有限公司」を「天津国実食品有限公司」に改め、同号を同項第五十八号とし、同項中第六十一号を第五十九号とし、第六十二号から第九十二号までを二号ずつ繰り上げ、第九十三号を削り、第九十四号を第九十一号とし、第九十五号から第百九号までを三号ずつ繰り上げ、同項第百十号中「烟台太宏食品有限公司」を「烟台太元食品有限公司」に改め、「食品工業園」を削り、同号を同項第百七号とし、同項中第百十一号を第百八号とし、第百十二号を第百九号とし、第百十三号を第百十号とし、同項中第百十四号中「青島莱西市青島路八十六号」を削り、同号を同項第百十一号とし、同項中第百五号を第百十二号とし、第百十六号から第百二十号までを三号ずつ繰り上げ、第百二十一号を削り、第百二十二号を第百十八号とし、第百二十三号から第百三十六号までを四号ずつ繰り上げ、同項第百三十七号中「石島鎮王家庄路二十号」を削り、同号を同項第百三十三号とし、同項中第百三十八号を第百三十四号とし、第百三十九号から第百五十八号までを四号ずつ繰り上げ、第百五十九号を第百五十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十六　株式会社農協牧友村陰城肉加工工場の登録番号第四〇四号の施設（大韓民国・忠清北道陰城郡所在）

表第一項中第百六十号を第百五十七号とし、同号の次に次の一号を加える。

百五十八　フードウェア株式会社の登録番号第Ｋ〇一五一三〇〇二号の施設（大韓民国・全羅北道金堤市所在）

表第一項中第百六十一号及び第百六十二号を削り、第百六十三号を第百五十九号とし、第百六十四号を第百六十号とし、同号の次に次の一号を加える。

百六十一　株式会社ウェルサムの登録番号第ＳＲ一五一三〇〇一号の施設（大韓民国・京畿道南楊州市所在）

表第二項中第十号中「サジア会社」を「ビーアールエフ株式会社」に改め、第二十二号を削り、第二十三号を第二十二号とし、第二十四号から第二十六号までを一号ずつ繰り上げ、同項第二十七号中「シーピー・リテイリング・アンド・マーケティング株式会社」を「シーピーラム株式会社」に改め、同号を同項第二十六号とし、同項中第二十八号を第二十七号とし、第二十九号から第三十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項第三十五号中「シーピーエフ・プレミアム・フーズ株式会社」を「シーピーエフ（タイランド）パブリック株式会社」に改め、同号を同項第三十四号とし、同項中第三十六号を第三十五号とし、第三十七号から第四十三号までを一号ずつ繰り上げ、同項第四十四号中「黄港郷」を削り、同号を同項第四十三号とし、同項中第四十五号を第四十四号とし、第四十六号を第四十五号とし、第四十七号を第四十六号とし、同項第四十八号中「北京二商摩奇食品有限公司」を「北京二商摩奇中紅食品有限公司」に改め、「草場地南皋村二百三十三号」を削り、同号を同項第四十七号とし、同項中第四十九号を第四十八号とし、第五十号から第五十四号までを一号ずつ繰り上げ、同項第五十五号中「天津狗不理包子速凍有限公司」を「天津国実食品有限公司」に改め、同号を同項第五十四号とし、同項中第五十六号を第五十五号とし、第五十七号から第八十七号までを一号ずつ繰り上げ、第八十八号を削り、第八十九号を第八十七号とし、第九十号から第百四号までを二号ずつ繰り上げ、同項第百五号中「烟台太宏食品有限公司」を「烟台太元食品有限公司」に改め、「食品工業園」を削り、同号を同項第百一号とし、同項中第百二号を第百一号とし、第百三号から第百十号までを三号ずつ繰り上げ、第百十一号を削り、同項中